

議案第 8 号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 31 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 中「第16条の 2」の次に「及び第16条の 4」を加え、同条第 1 号ウ中「法第 81条の 2 第 4 項」を「法第81条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「法第81条の 2 第 9 項第 2 号」を「法第81条の 2 第10項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「法第72条の 3 第 1 項」の次に「及び第72条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第12条の 5 の 2 中「第16条の 2」の次に「及び第16条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「法第72条の 3 第 1 項」の次に「及び第72条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第16条の 2 の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第 3 項中「第 2 項」を「前項」に改める。

第16条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の 4 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の 5 を乗じて得た額(第12条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第 4 項に掲げる場合を除く。)

2 第12条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合にお

いて、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、国民健康保険料における未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を加えること等について、改正の要あるため提案する。